

愛知県X線トポグラフィビームライン（BL8S2）利用要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、愛知県が公益財団法人科学技術交流財団あいちシンクロトロン光センター（以下「AichiSR」という。）に設置した「X線トポグラフィビームライン（BL8S2）」（以下「BL8S2」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用方法及び利用時間）

第2条 BL8S2 の利用方法は、BL8S2 を利用しようとする者が AichiSR に来館し、その者が測定するものとする。

2 BL8S2 の利用時間は、ユーザー利用日の午前10時から午後6時30分までとする。

3 あいち産業科学技術総合センター所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは、AichiSR と協議の上、前項の利用時間を変更することができる。

（利用の承認）

第3条 BL8S2 を利用しようとする者は、AichiSR が運営する Web 申請システム（以下「Web 申請システム」という。）の申請フォームに必要事項を入力するとともに利用内容（様式第1号）を添付し送信（以下「電子申請」という。）するものとする。

2 所長は、前項の規定により BL8S2 利用の電子申請がなされたときは、AichiSR の管理運営及び安全確保のため、AichiSR にその情報を提供する。

3 所長は、電子申請した者に対して利用の承認又は不承認を決定し、その結果を通知するものとする。

4 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないことができる。

（1）AichiSR 設置の目的に反する利用をする恐れがある場合

（2）AichiSR の施設、設備及び物品（以下「AichiSR の施設等」という。）を滅失、き損等する恐れがある場合

（3）暴力団等の利益につながると認められる場合

（4）実験の安全性が確保されていない場合、実験に係る技術的な実施可能性がない場合又は実験の内容が公序良俗に反する場合

（5）公共等利用の申請者が、決められた期日までに成果報告書を提出していない場合

（6）過去の利用について、決められた納期限までに貸付料を納付していない場合

（7）その他管理上必要があると認める場合

5 第3項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の承認後に電子申請した内容のうち次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合は、閉庁日を除く利用日の4日前までに、Web 申請システムを利用して変更の届出をしなければならない。

（1）実験内容に関すること。

（2）持込試料及びその他の物質に関すること。

（3）利用を希望する AichiSR の装置、器具等に関すること。

(4) 持込装置、器具等に関すること。

(利用日の変更の承認)

第4条 利用者は、利用日を変更しようとするときは、BL8S2 利用日変更承認申請書（様式第2号）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 所長は、次のいずれかに該当する場合に、前項に規定する変更を承認することができる。

(1) 交通ストによる場合

(2) 台風等により交通が不通の場合

(3) 光源の不調等利用者の責に帰さない理由があると認められる場合

(4) 利用日の2週間前（当該日が AichiSR の休業日（以下「休日」という。）の場合は休日の前日）までに様式第2号が提出された場合

ただし、当該利用承認につき、利用日の変更を行っていない場合に限る。

3 所長は、第1項の承認をしたときは、その旨を利用者に通知するものとする。

(利用の取消しの承認)

第5条 利用者は、BL8S2 の利用の取消しをしようとするときは、BL8S2 利用取消承認申請書（様式第3号）を所長に提出し、その承認をうけなければならない。

2 所長は、次のいずれかに該当する場合に、前項に規定する取消しを承認することができる。

(1) 前条第2項第1号から第3号に該当する場合

(2) 利用日の45日前の日（当該日が休日の場合は、休日の前日）までに様式第3号が提出された場合

ただし、前条第2項第4号ただし書に該当する場合に限る。

3 所長は、第1項の承認をしたときは、その旨を利用者に通知するものとする。

(誓約)

第6条 利用者は、利用申し込み時に誓約内容に同意しなければならない。

(承認の取消し等)

第7条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取消し又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 第3条第4項各号のいずれかに該当することが判明した場合

(2) 前条に規定する誓約内容のいずれかに違反した場合

(3) その他、AichiSR の管理上必要があると認める場合

2 前項の規定により利用の承認を取消され、又は利用の中止を命ぜられたことにより利用者に損害を生ずることがあっても、これに対する補償は行わない。

(調査)

第8条 所長は、必要があると認めるときは、利用を承認した BL8S2 の利用状況等について、利用場所にあいち産業科学技術総合センター職員を立ち入らせ、調査させることができる。

2 所長は、必要があると認めるときは、AichiSR と協議の上、利用を承認した BL8S2 の利用状況等について、AichiSR 職員を立ち入らせ、調査させることができる。

(利用報告書)

第9条 利用者は、BL8S2 の利用を終了した後、直ちに利用報告書（様式第4号）を所長に提出しなければならない。

(貸付料)

第10条 BL8S2 の貸付料は別表のとおりとする。

2 貸付料は、AichiSR のビームラインと同様、後納とする。

3 利用者は、利用日の翌月末日までに貸付料を愛知県に納入しなければならない。

4 所長は、前項の貸付料の収入について、口頭又は納入通知書により納入の通知をするものとする。

(原状回復)

第11条 利用者は、BL8S2 の利用を終了したとき、又は利用を中止したときは、あいち産業科学技術総合センター職員及びAichiSR 職員の指示のもと直ちに施設を原状に復さなければならない。

(事故等)

第12条 利用者は、BL8S2 又はAichiSR の施設等の滅失、き損等の事故があったときは、速やかにAichiSR 職員へ連絡するとともに、事故報告書（様式第5号）を所長に提出し、その指示を受けなければならない。

(成果報告書)

第13条 公共等利用の利用者は、BL8S2 の利用を終了してから50日以内に、成果報告書（様式第6号）をWeb申請システムにより、所長に提出しなければならない。

ただし、知的財産権の取得を意図しているなどの理由により、公開の延期を希望する場合において、所長がこれを認めたときはこの限りでない。

(賠償責任)

第14条 利用者は、BL8S2 又はAichiSR 施設等に損害を及ぼしたときは、損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、AichiSRの利用については、公益財団法人科学技術交流財団あいちシンクロトロン光センター利用要綱に準じることとし、その他BL8S2の利用に関し必要な事項は、所長とAichiSRが協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

利用方法	利用区分	利用単位	貸付料の額 (税込)
通常 利用	一般利用	1 シフト当たり	167,600 円
	中小企業利用		83,800 円
	公共等利用		83,800 円

- 1 1シフトとは、午前10時から午後2時までの4時間（以下「第1シフト」という。）又は午後2時30分から午後6時30分までの4時間（以下「第2シフト」という。）をいう。午前10時から午後6時30分まで引き続き利用する場合の利用料の額は、第1シフト及び第2シフトのそれぞれの利用単位の利用料の合計の額とする。
- 2 「一般利用」とは、主に企業の利用をいう。
- 3 「中小企業利用」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は法人格を有する中小企業者の団体の利用をいう。ただし、大企業又はその役員から2分の1以上の出資を受けている企業の利用は除く。
- 4 「公共等利用」とは、大学、公設試験研究機関等の公共的な団体が成果を専有せず公開する場合の利用をいう。